

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年6月5日受付分)

名称

特定非営利活動法人ジョイナス

縦覧期間

令和8年6月5日(金)から  
令和8年6月19日(金)まで

# 特定非営利活動法人ジョイナス定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジョイナスという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は高齢者・障がい者等の生活弱者が社会的・経済的生活困難者になりがちであるという事実に基づき、対象者全員が、「安心・安全な心地よい生活を」をコンセプトにニーズ全般に応えるべく活動し、社会全体を住みやすいものにする、ひいては地域経済の生活環境の改善にも寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 介護保険法による居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
- (4) 高齢者並びに障害者の生活支援事業
- (5) 地域コミュニティ活性化事業
- (6) 移動支援・同行援護従事者養成研修講座事業
- (7) 小学生を中心に放課後や休校日に学習指導やスポーツ指導を通じて健全な育成を図る事業
- (8) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内
  - (2) 監事1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員を選任又は解任及び報酬

(6) 会費の額

(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事の職務
- (2) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 寄附金品
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 

理事長	川崎 隆男
副理事長	平口 雅子
理事	原田 陽子
理事	吉田 英子
監事	北村 憲正
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 

(1) 正会員	年会費
個人	10,000円
団体	30,000円
(2) 賛助会員	年会費
個人	3,000円
団体	10,000円

## 2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 ジョイナス

### 1. 基本方針

(1) 高齢者や障がい者の見守り

独居老人や障がい者の生活環境を改善・活性化させる活動を実施し、利用者、家族が安心してそのコミュニティ内で生活を営むことができるよう尽力をする。

(2) 計画相談支援事業の安定的な提供

現状受け持っている計画相談支援をモニタリング期間に合わせ滞りなく実施していくと共に、昨年度なかなか応じることができなかった市などから依頼のあった新規の相談ケース受け入れについて、業務の効率化や、創意工夫を図りながら積極的に進めていくようにする。

(3) 相談支援の質の向上をはかる

自立支援協議会への参画や様々な研修への参加を積極的に行い、個々の相談員が相談支援の質を高められるようにする。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1)法に基づく 障害福祉サー ビス事業	実施しません				
(2)介護保険法 による居宅介護 支援事業、居宅 サービス事業、 介護予防サー ビス事業	実施しません				
(3)障害者総合 支援法に基づく 移動支援事業	実施しません				
(4)高齢者なら びに障害者の 生活支援事業	高齢者および障がい 者の生活支援	随時	宝塚市及び その周辺地 域	独居の高齡 者及び障が い者	3,000 千円
(5)地域コミュニ ティ活性化事業	実施しません				
(6)移動支援・同 行援護従事者 養成研修講座 事業	実施しません				

(7)小学生を中心に放課後や休校日に学習指導やスポーツ指導を通じて健全な育成を図る事業	実施しません				
(8)障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	2026年度は特定相談支援事業ならびに障害児相談支援事業に注力するため、西宮市より依頼があれば活動します。				
(9)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障がい者に対する相談支援	随時	西宮市及びその周辺地域		5,400円
(10)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障がい児に対する相談支援	随時	西宮市及びその周辺地域		0円

### 3.事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年3回

#### (2) 事務局体制

事務局長:北村憲正

## 2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人 ジョイナス

### 1. 基本方針

#### (1) 高齢者や障がい者の見守り

独居老人や障がい者の生活環境を改善・活性化させる活動を実施し、利用者、家族が安心してそのコミュニティ内で生活を営むことができるよう尽力をする。

#### (2) 計画相談支援事業の安定的な提供

現状受け持っている計画相談支援をモニタリング期間に合わせ滞りなく実施していくと共に、昨年度なかなか応じることができなかった市などから依頼のあった新規の相談ケース受け入れについて、業務の効率化や 創意工夫を図りながら積極的に進めていくようにする。

#### (3) 相談支援の質の向上をはかる

自立支援協議会への参画や様々な研修への参加を積極的に行い、個々の相談員が相談支援の質を高められるようにする。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1) 法に基づく 障害福祉サー ビス事業	実施しません				
(2) 介護保険法 による居宅介護 支援事業、居宅 サービス事業、 介護予防サー ビス事業	実施しません				
(3) 障害者総合 支援法に基づく 移動支援事業	実施しません				
(4) 高齢者なら びに障害者の 生活支援事業	高齢者および障がい 者の生活支援	随時	宝塚市及び その周辺地 域	独居の高齢 者及び障が い者	3,000 千円
(5) 地域コミュニ ティ活性化事業	実施しません				
(6) 移動支援・同 行援護従事者 養成研修講座 事業	実施しません				

(7)小学生を中心に放課後や休校日に学習指導やスポーツ指導を通じて健全な育成を図る事業	実施しません				
(8)障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	2027年度は特定相談支援事業ならびに障害児相談支援事業に注力するため、西宮市より依頼があれば活動します。				
(9)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障がい者に対する相談支援	随時	西宮市及びその周辺地域		6,200千円
(10)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障がい児に対する相談支援	随時	西宮市及びその周辺地域		0円

### 3.事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年3回

#### (2) 事務局体制

事務局長:北村憲正

# 2026年度 活動予算書

2026年04月01日～2027年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人ジョイナス 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取会費		
◆ 正会員受取会費	60,000	
受取会費計		60,000
受取寄付金		
◆ 受取寄付金	125,000	
受取寄付金計		125,000
福祉の増進を図る事業等収益		
◆ 高齢者並びに障害者の生活支援事業	3,000,000	
高齢者並びに障害者の生活支援事業計		3,000,000
◆ 法に基づく障害福祉サービス事業	5,400,000	
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業計		5,400,000
経常収益合計		8,585,000
(2) 経常費用		
事業費		
福祉の増進を図る事業等事業費		
給料	3,500,000	
法定福利費	350,000	
アルバイト料	420,000	
資材仕入高	2,400,000	
賃借料	300,000	
修繕費	50,000	
交通費	360,000	
水道光熱費	180,000	
通信費	30,000	
支払手数料	100,000	
顧問料	60,000	
謝金	360,000	
租税公課	100,000	
雑費	50,000	
事業費計		8,260,000
管理費計		0
経常費用合計		8,260,000
当期経常増減額		325,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取利息	200	
雑収入	0	
経常外収益合計		200
(2) 経常外費用		
支払利息	16,000	
雑損失		
経常外費用合計		16,000
当期経常外増減額		-15,800
税引前当期正味財産増減額		309,200
法人税 住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		309,200
前期繰越正味財産額		-67,213
次期繰越正味財産額		241,987

## 2027年度 活動予算書

2027年04月01日～2028年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人ジョイナス 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
受取会費		
◆ 正会員受取会費	60,000	
受取会費計		60,000
受取寄付金		
◆ 受取寄付金	150,000	
受取寄付金計		150,000
福祉の増進を図る事業等収益		
◆ 高齢者並びに障害者の生活支援事業	3,000,000	
高齢者並びに障害者の生活支援事業計		3,000,000
◆ 法に基づく障害福祉サービス事業	6,200,000	
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業計		5,400,000
経常収益合計		8,610,000
(2) 経常費用		
事業費		
福祉の増進を図る事業等事業費		
給料	3,800,000	
法定福利費	380,000	
アルバイト料	200,000	
資材仕入高	2,400,000	
賃借料	300,000	
修繕費	55,000	
交通費	360,000	
水道光熱費	240,000	
通信費	30,000	
支払手数料	130,000	
顧問料	60,000	
謝金	360,000	
租税公課	150,000	
雑費	50,000	
事業費計		8,515,000
管理費計		0
経常費用合計		8,515,000
当期経常増減額		95,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取利息	200	
雑収入	0	
経常外収益合計		200
(2) 経常外費用		
支払利息	15,000	
雑損失		
経常外費用合計		15,000
当期経常外増減額		-14,800
税引前当期正味財産増減額		80,200
法人税 住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		80,200
前期繰越正味財産額		241,987
次期繰越正味財産額		322,187